

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市長

生産緑地を市が買い取る場合の権利消滅の同意について

下記の生産緑地の買取り申し出にあたり、当該土地に存する権利について、生産緑地法第10条の規定に基づき、同法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させることに同意します。

権利の種類	住所	氏名	実印

記

生産緑地

所在及び地番			
地目		地積 (㎡)	

生産緑地買取り申し出者

住所

氏名

以上